

労働基準広報 2015 No.1871

11/11

CONTENTS

特集 若者雇用促進法等の詳解 ————— 6

10月1日から若者雇用の新認定制度創設 認定には助成金増額等のメリットが

青少年の雇用の促進等に関する法律（いわゆる「若者雇用促進法」）が、今年10月1日に施行された。同法は、①事業主による職場情報の提供義務化、②労働関係法令違反事業主に対する新卒者向け求人不受理、③優良な中小企業認定制度の創設——などについて規定したもの。今後、平成28年4月1日にかけて段階的に施行されていく。上記のうち、③は今年10月1日から施行されているが、事業主は認定を受けることによって助成金額の増額などの支援を受けることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが図れるとされている。

（編集部）

●労働判例解説／

コンチネンタル・オートモーティブ事件 — 17

「療養必要」の診断が休職満了直前「勤務可能」に「勤務可能」の診断書は労働者の強い意向により書かれたものと認定

（平成27年1月14日・横浜地裁決定）

適応障害による傷病休職期間満了での退職扱いについて、従業員Xが復職可能であったとして賃金の仮払いを求めた事件。休職期間満了1ヵ月前のXの主治医の診断書には「休職期間満了時点においても自宅療養が必要」の旨記載されていたため、会社YがXに「休職期間満了により退職となる」旨通知したところ、Xが同じ主治医による「通常勤務に問題がない」旨の診断書を提出し復職を申し出たが、Yは退職扱いとした。

（弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕）

●転ばぬ先の労働法（紛争予防の誌上ゼミ）— 35

第27講 ワークルール教育と労働紛争の解決

形式上の解決を得た後の労使関係や社会関係をも考慮する必要がある

（北海学園大学法学部准教授・弁護士 浅野高宏）

●NEWS ————— 1

（厚労省・「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置）正社員化に向けた支援策を全国的に展開／（厚労省・長時間労働の事業場を監督）全体の63%の事業場で違法な時間外労働を確認／（26年・技能実習生関係の監督結果）違反率は前年を3.6ポイント下回る76.0%／ほか

●解釈例規物語⑦④ ————— 28

第37条関係

割増賃金の基礎から除外される賃金 — その2 — 「家族手当」

（中川恒彦）

●連載 労働スクランブル⑳（労働評論家・飯田康夫）— 40

●労務資料 平成25年社会保障制度改革に関する意識等調査結果 — 42

●わたしの監督雑感 岩手・釜石労働基準監督署長 八重樫祐一 — 54

●労務相談室だより — 56

労務相談室

回答者

労災保険法〔営業社員が社有車で自損事故を起こした〕道交法違反あったが労災か — 48 弁護士・岡村光男

社会保険〔育児休業給付金受給中に産前休暇に〕出産手当金の受給は — 50 特定社労士・大槻智之

労働基準法〔就業時間外に社内通達を社員PCに送信〕閲覧時間は労働時間か — 52 弁護士・前嶋義大

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内